

平成 30 年度 認定都市プランナー認定・登録事業に関する実施計画

都市計画実務専門家認定登録制度の平成 30 年度における事業は次のとおりとする。

1. 平成 30 年度認定都市プランナー制度の推薦書及び申請書受付、書類審査の実施、口頭審査の実施
2. 上記審査の結果に伴う合格者の登録簿への登録
3. 第1回 マスタープランナーの登録
4. 認定都市プランナー更新の準備